

民法見直し 上川法相に聞く

上川法相が読売新聞のインタビューに応じ、子どもの権利を守るための民法改正を目指す考えを示した。

〈本文記事1面〉

東京都目黒区で今年3月、5歳の女兒が虐待死した事件は、法務省として大変重く受け止めている。親は子どもを監護する義務がある。しかし、子どもがSOSの声を上げられない中で、命が失われたり、痛めつけられたりしている。人格がある一人の人間として、しっかりと向き合っていくことが、子どもの健やかな

子供のSOS 聞ける社会に

成長につながっていく。表に出せない子どもたちのSOSを聞ける社会でなければならぬ。そのための親権制度の見直しを検討したい。

親が出生届を出さず、戸籍に記載されない「無戸籍」は、個人の尊厳に関わる問題だ。弁護士会や法テラスなどと協力し、解消に向けて取り組んでいる。これまでに確認した無戸籍者1723人のうち、6月10日現在で1022人の無戸籍を解消できた。

無戸籍者の75%が、母親の夫または元夫の子として戸籍に記載されるのを避けるため、無戸籍となっている。無戸籍者を抜本的に解消するには、嫡出であることを否認する訴えを起させる権利を母や子にも認める必要がある。

家族のあり方が変化することを前提に、絶えず制度を見直す謙虚な姿勢を持ち続けたい。



民法に関するインタビューに答える上川法相（法務省で、今月2日撮影）